

1. 鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

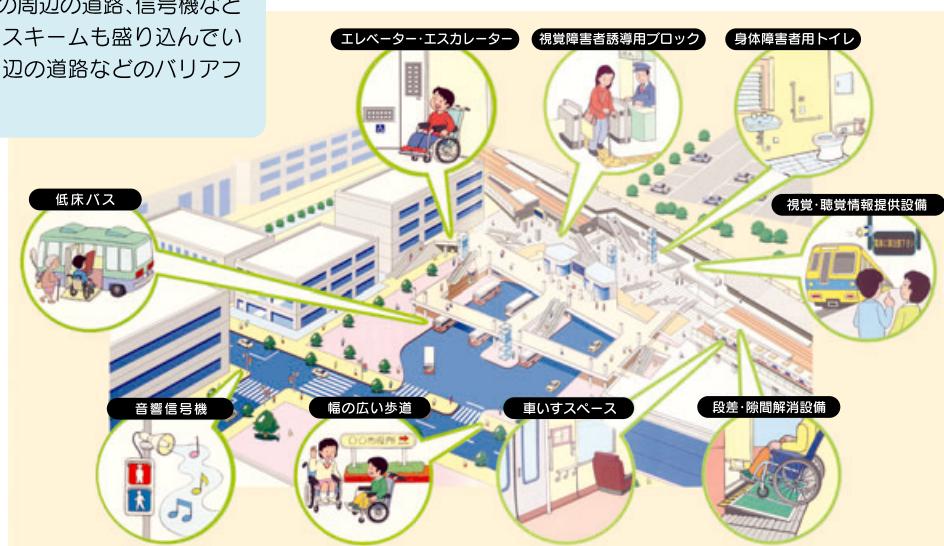
鉄道駅におけるエレベーター等の設置による段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、身体障害者対応型トイレの設置等のバリアフリー化設備の整備を推進し、移動制約者等の円滑な移動を確保します。

交通バリアフリー法では、駅などの旅客施設を新たに建設する場合や、バスなどの車両を新たに導入する場合、バリアフリー基準（移動円滑化基準）への適合を義務付けています。また、市町村主導で駅とその周辺の道路、信号機などを一体的にバリアフリー化するスキームも盛り込んでいます。これによって、駅やその周辺の道路などのバリアフリー化が進みます。

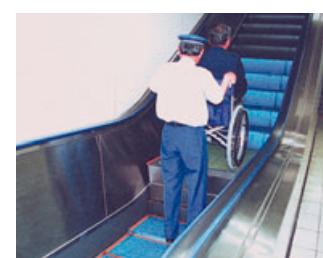
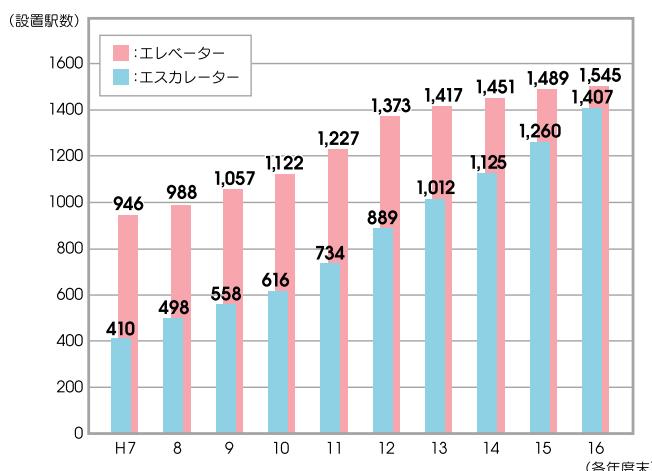
●整備目標

目標

1日の平均利用者数5千人以上の鉄道駅について、原則として2010年までにエレベーター・エスカレーターを整備することなどを目標にバリアフリー化を推進します。



●エレベーター・エスカレーターの設置状況



注1) 国土交通省鉄道局資料により作成
注2) 数値は、11年度まではJR、大手民鉄、営団（H16年4月1日より東京地下鉄）・公営地下鉄駅の合計、12年度以降は全駅の合計である。
注3) 11年度までは、重複駅をそれぞれカウントしていたが、12年度以降は乗換改札口のない連絡駅や新幹線・在来線共用駅を1駅とするなど重複を是正したため、一部連続性が損なわれている。

◆助成制度

(単位:百万円)

名 称	内 容	17年度予算額
交通施設バリアフリー化設備整備費補助	鉄道事業者または軌道経営者が行う既存の鉄道駅等におけるバリアフリー化設備の整備に要する費用の一部を補助する。	3,170
地下高速鉄道整備事業費補助 ニュータウン鉄道等整備事業費補助	公営事業者等が行う鉄道駅におけるバリアフリー化設備の整備に要する費用の一部を補助する。	2,511
鉄道駅総合改善事業費補助 (鉄道駅移動円滑化施設整備事業)	第三セクター等が行う既存の鉄道駅における移動円滑化のための施設の整備に要する費用の一部を補助する。	1,946